

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「136,376平方メートル」を「139,520平方メートル」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 花き部 花き

第6条に次の1号を加える。

(3) 花き部 1

第8条中「200万円以上1,000万円以下の」を「次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとにそれぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 青果部 200万円以上1,000万円以下

(2) 水産物部 200万円以上1,000万円以下

(3) 花き部 120万円以上800万円以下

第12条に次の1号を加える。

(3) 花き部 3

第41条第1項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号」を「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号」に改める。

第43条第2項中「許可」を「承認」に改める。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第58条第2項および第59条第3項中「15人」を「20人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第53条関係）

種 別	金 額
卸売業者市場使用料	卸売場の面積1平方メートルにつき月額537円 （花き部にあつては、卸売金額の1000分の4に相当する額および卸売場の面積1平方メートルにつき月額159円）
屋外卸売場使用料	1平方メートルにつき月額42円
仲卸業者市場使用料	仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額636円（花き部にあつては、仲卸業者がその承認に係る花きを卸売業者以外の者から買い入れた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分の4および仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額795円）
買荷保管積込所使用料	1平方メートルにつき月額133円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額265円）
関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき月額1,272円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額530円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額636円）
仲卸業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額530円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額636円）
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額636円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額795円）
保温庫使用料	1平方メートルにつき月額244円
水産加工所使用料	1平方メートルにつき月額636円

青果共同加工センター 使用料	1 平方メートルにつき月額636円
事務室使用料	1 平方メートルにつき月額318円
会議室使用料	1 回（3 時間以内）につき530円
駐車場使用料	1 平方メートルにつき月額50円
空地使用料	1 平方メートルにつき月額32円
暖房使用料	1 平方メートルにつき月額64円
運輸施設使用料	1 平方メートルにつき月額424円

備考 卸売金額および販売金額に係る市場使用料以外の市場使用料については、消費税額および地方消費税額を別途徴収するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第41条第1項の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

（秋田市中央卸売市場業務条例の廃止）

- 2 秋田市中央卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の秋田市中央卸売市場業務条例（以下「旧中央卸売市場条例」という。）又は旧中央卸売市場条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、改正後の秋田市公設地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けた者とみなす。

- 5 この条例の施行前に旧中央卸売市場条例第6条の2第3項第2号もしくは第3号、第18条第3項第2号もしくは第3号又は第30条第1項第2号に該当する者に係る新条例第6条の2第3項第1号もしくは第2号、第13条第4項第2号もしくは第3号又は第26条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年」とする。
- 6 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第7条第1項、第19条第1項、第31条第1項又は第62条第3項の規定による保証金の預託をしている者は、施行日に、新条例第7条第1項、第14条第1項、第27条第1項又は第47条第3項の規定による保証金の預託をした者とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第18条第1項の規定による仲卸しの業務の許可を受けている者は、施行日に、新条例第13条第1項の規定による仲卸しの業務の承認を受けた者とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第26条第1項の規定による売買参加者の承認を受けている者は、施行日に、新条例第21条第1項の規定による売買参加者の承認を受けた者とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第29条第1項の規定による関連事業の許可を受けている者は、施行日に、新条例第25条第1項の規定による関連事業の承認を受けた者とみなす。
- 10 施行日前の市場施設の使用に係る旧中央卸売市場条例の規定による市場使用料については、なお従前の例による。
- 11 新条例別表の規定は、施行日以後の市場施設の使用に係る市場使用料について適用し、施行日前の市場施設の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。

（秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部改正）

- 12 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中央卸売市場運営協議会委員の項および中央卸売市場取引委員会委員の項を削る。